

災害支援協力に関する覚書

東海市長（以下「甲」という。）と東海北郵便局長（以下「乙」という。）は、東海市内に発生した地震その他による災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を東海市と東海市内の郵便局が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、東海市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 東海市が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供
- (3) 乙及び東海市内の郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- (5) 乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 乙は必要があるときには東海市災害対策本部に加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 乙及び東海市内の郵便局長は、東海市の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては東海市総務課長、乙においては東海北郵便局総務課長とし、甲は東海市防災会議の構成員に、乙は東海市内の郵便局長に責任を持って連絡調整するものとする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 この覚書の実施に関して必要な事項は、東海市総務課長と東海北郵便局総務課長が協議の上、別に定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

平成9年12月24日

甲 東海市長 久野 弘

乙 東海北郵便局長 下川 祐一

災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定

東海市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東海市内で地震、風水害及び雪害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し、対応することにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、東海市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- (1) 甲及び乙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- (3) 乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- (4) 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、甲乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (6) 甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するとともに、甲は重要施設に対して自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。
- (7) 甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
- (8) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、別途決定する。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第三者の個人情報を、他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（安全管理）

第7条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、甲乙の従事者並びに第三者の安全確保には万全を期すものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（期間）

第9条 この協定は、協定締結日から、令和3年（2021年）3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年（2021年）1月18日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地 東海市長 鈴木淳雄

乙 愛知県名古屋市緑区大高町字東正地71番地の1
中部電力パワーグリッド株式会社 緑営業所長 渡邊三展

災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定実施細目

この実施細目は、令和3年（2021年）1月18日付けで東海市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）で締結した「災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（協定第3条関係）

- 対象とする道路は、甲が管理する道路とする。

（協定第3条(1)関係）

- 甲及び乙は、日頃より、災害時に優先的に啓開すべき緊急輸送道路等について情報を共有するものとする。
- 甲及び乙における各部署の窓口は別表のとおりとする。なお、別表に変更が生じた場合は、隨時更新の上、甲乙共有するものとする。

（協定第3条(2)関係）

- 乙は、災害時においては、緊急輸送道路等の通行に支障となる電力設備等の除去を、優先して実施するものとする。
- 甲は、乙の作業着手等が遅れ、緊急輸送道路等の通行に乙の電力設備が支障を来たすと判断した際は、乙による安全確認を実施した上で、通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができることする。
- 第5項の乙による安全確認の実施に際し、甲は乙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙は速やかに技術員を派遣し、電気的安全措置等を実施することとする。
- 第5項の甲による電力設備等の除去にあたっては、乙の技術員の立ち合いのもと実施することとする。

（協定第3条(3)関係）

- 乙は、甲に対して道路啓開作業の協力を要請する場合には、あらかじめ次の各号に定める事項を書面に明記の上、乙の情報連絡員を介して、要請するものとする。

(1) 作業内容

(2) 場所（住所、地図）

(3) 写真

(4) 作業希望日時

(5) 現地連絡責任者及び電話番号

(6) その他必要な事項

（協定第3条(6)関係）

- 甲及び乙は、重要施設のリストを平時から作成し、甲乙共有するものとする。なお、当該リストに変更が生じた場合には、隨時更新するものとする。

（協議）

- この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

附 則

この実施細目は、令和3年（2021年）1月18日から適用する。

災害時における相互連携に関する協定

東海市（以下「甲」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応に当たることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東海市内で災害による大規模な通信障害が発生した場合又はその発生が予想される場合に、甲及び乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、東海市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- (1) 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、必要に応じて甲及び乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合には、連携して通行の確保に当たるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- (3) 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- (4) 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、東海市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (6) 甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、その情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。
- (7) 乙は、甲に対し、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合には、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性、緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。
- (8) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（安全管理）

第7条 この協定の実施に当たっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

（期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の成立した日から令和5年（2023年）3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申出がない場合には、その期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名或は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年（2022年）6月20日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地 東海市長 花田勝重

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 取締役 東海支店長 安部真弘

災害時における応急復旧対策業務等の協力に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と東海市防災活動協力事業者協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急復旧対策業務等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東海市地域防災計画及び東海市水防計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う応急復旧対策業務等（以下「業務」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次条に規定する業務の協力を要請するときは、災害応急対策等要請書（様式第1）を提出して行う。ただし、緊急、その他やむを得ない事情により災害応急対策等要請書を提出できないときは、電話、口頭等で要請し、その後速やかに災害応急対策等要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙が甲に協力する業務は、次のとおりとする。

- (1) 巡視業務（災害情報等の収集及び報告）
- (2) 応急復旧工事の実施
- (3) 重機及び資機材等の調達並びに障害物の除去

（業務の実施及び報告）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、直ちに乙の会員に連絡し、甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、速やかに災害応急対策等実施報告書（様式第2）を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、原則として災害発生直前の適正な価格を基準として算出するものとする。

3 費用の支払方法については、費用が発生したときに甲、乙協議の上定めるものとする。

（防災対策事業への協力）

第6条 乙は、甲が行う防災訓練等の防災対策事業に協力するものとする。

（会員名簿の提出）

第7条 乙は、乙の会員名簿を甲に提出するものとする。乙の会員名簿に変更があった場合も同様とする。

（補償等）

第8条 この協定により業務に従事した乙の会員が、業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、原則として業務に従事した乙の会員の責任において行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定める。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上各自1通を保有する。

平成24年5月10日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木淳雄

乙 東海市加木屋町白拍子25
東海市防災活動協力事業者協会 会長 赤堀健三

名和町・南柴田町・新宝町地区

地区担当幹事会社	地区担当会社	代表者	TEL	FAX	郵便番号 Mail	住所
幹事	(株)磯部組	磯部秀人	052-601-1158	052-603-1159	〒476-0002	名和町浜須賀 21
副幹事	(株)小島配管工事	小島大成	052-604-7711	052-603-5177	〒476-0002	名和町二反表 34-5
	(株)小島工務店	小島直人	052-603-0232	052-603-2196	〒476-0002	名和町北脇 62
	小島建設(株)	小島雅人	052-601-1201	052-604-5937	〒476-0002	名和町塚森 38-1
	宝和工務(株)	下久保 功	052-604-0930	052-604-6481	〒476-0002	名和町 1-97
	小島電機(株)	小島睦人	052-601-2511	052-601-0085	〒476-0002	名和町 1-82
	(有)光建設	笛浪洋子	052-689-0361	052-689-0362	〒476-0002	名和町戸石 52

富木島町・富貴ノ台・中央町地区

地区担当幹事会社	地区担当会社	代表者	TEL	FAX	郵便番号 Mail	住所
幹事	(株)日東土木	蟹井敏幸	052-603-2501	052-603-2504	〒476-0013	中央町 5-24
副幹事	(株)美南組	池戸 崇	052-603-1271	052-603-0890	〒476-0011	富木島町伏見 1-1-1
	大西建設(株)	大西 格	052-601-2727	052-601-3694	〒476-0011	富貴ノ台 5-152
	(株)ダイショウ建工	内山鉄也	052-601-1422	052-601-0933	〒476-0011	富木島町勘七脇 17-1
	(有)東海緑樹	杉江福一	052-601-1813	052-601-1813	〒476-0011	富木島町峰畠 38-1
	(有)太陽グリーン	近藤重一郎	052-601-1218	052-601-1218	〒476-0011	富木島町道才 90-1

大田町・横須賀町・高横須賀町・養父町・元浜町・中ノ池地区

地区担当幹事会社	地区担当会社	代表者	TEL	FAX	郵便番号 Mail	住所
幹事	㈱オームラ組	大村剛弘	0562-32-1464	0562-32-1448	〒477-0037	高横須賀町新田 36-8
副幹事	㈱大金工務店	井上 ゆか	0562-32-5211	0562-33-2378	〒477-0031	大田町寺下 87-5
	㈱板倉設備	板倉初嗣	0562-33-2383	0562-33-7315	〒477-0034	養父町里中 9-1
	㈱中村土木建設	中村太紀	0562-32-4730	0562-32-4708	〒477-0031	大田町松崎 331-1
	(有)杉江造園	杉江和明	0562-32-9587	0562-32-7770	〒477-0034	養父町积迦御堂 20-3
	(有)山中造園	山中 宏	0562-33-2923	0562-33-8423	〒477-0037	高横須賀町北竹ヶ花 5-7
	㈱井上デンキ工事	井上聖仁	0562-33-0418	0562-33-3708	〒477-0037	高横須賀町御亭 12-3
	菊本電気工事㈱	菊本裕也	0562-33-3233	0562-32-9132	〒477-0036	横須賀町四ノ割 70
	(有)伊藤電気工事	伊藤起嗣	0562-32-0841	0562-33-1841	〒477-0034	養父町北堀畠 59-1
	㈱マル正伊藤畠店	伊藤高徳	0562-33-4567	0562-33-4566	〒477-0037	高横須賀町西屋敷 52
	東邦ステンレス工業㈱	大里美栄子	0562-33-1676	0562-33-5662	〒477-0031	大田町郷中 92
	㈱伴野工業	伴野 啓太	0562-33-9543	0562-32-1084	〒477-0037	高横須賀町 4-131
	有限会社 トモエ技建	山下 徹	0562-33-0603	0562-33-0605	〒477-0031	大田町堀切 12 番地の 2

加木屋地区

地区担当幹事会社	地区担当会社	代表者	TEL	FAX	郵便番号 Mail	住所
幹事	㈱八島建設	榎本秀文	0562-32-2052	0562-33-4598	〒477-0032	加木屋町白拍子 25
副幹事	㈱山長造園	山本 茂	0562-34-2234	0562-34-2844	〒477-0032	加木屋町陀々法師 37-2
	㈱シンキコーポレーション	早川徳道	0562-33-1524	0562-33-1357	〒477-0032	加木屋町鈴井田 27-1
	西本工務店	西本光男	0562-32-0569	0562-33-0308	〒477-0032	加木屋町木の下 35-1
	武一(株)	竹内知宏	0562-33-2111	0562-33-2218	〒477-0032	加木屋町石田 1-2
	(有)新東海設備	三谷国文	0562-33-8754	0562-87-2119	〒477-0032	加木屋町畠尻 168 番地
	総合管理サービス㈱	村瀬 充	0562-33-2355	0562-33-4818	〒477-0032	加木屋町円畠 36
	(有)加木屋電機	久野義雄	0562-34-9315	0562-34-0075	〒477-0032	加木屋町柿畠 25
	東福(株)	末永晃久	0562-34-5600	0562-35-0641	〒477-0032	加木屋町留木 4-1
	㈱ai サービス	清水信浩	0562-31-0877	0562-31-0878	〒477-0032	加木屋町白拍子 43-8

災害時における応急復旧対策業務等の協力に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と株式会社上野清掃社（以下「乙」という。）は、災害時における応急復旧対策業務等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東海市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う応急復旧対策業務等（以下「業務」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次条に規定する業務の協力を要請するときは、災害応急対策等要請書（様式第1）を提出して行う。ただし、緊急、その他やむを得ない事情により災害応急対策等要請書を提出できないときは、電話、口頭等で要請し、その後速やかに災害応急対策等要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙が甲に協力する業務は、次のとおりとする。

- (1) 調査業務（災害後の下水道施設の機能確認）
- (2) 応急復旧工事の実施
- (3) ポンプ場等へ冷却水の給水活動

（業務の実施及び報告）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、直ちに業務を可能な限り実施するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、速やかに災害応急対策等実施報告書（様式第2）を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、原則として災害発生直前の適正な価格を基準として算出するものとする。
3 費用の支払方法については、費用が発生したときに甲、乙協議の上定めるものとする。

（補償等）

第6条 この協定により業務に従事した乙が、業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、原則として業務に従事した乙の責任において行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上各自1通を保有する。

平成25年12月3日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木淳雄

乙 東海市名和町上大廻間23番地
株式会社上野清掃社 代表取締役 新井栄済

災害発生時における緊急応急対策業務に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、災害発生時における緊急応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における甲が所管する下水道施設に係る緊急応急対策業務（以下「災害応急対策業務」という。）について必要な事項を定めることにより、当該下水道施設の機能の確保及び復旧を図り、もって市民が安心して生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする

（災害応急対策業務の内容）

第2条 災害応急対策業務の内容は、甲が所管する下水道施設のうち乙が当該下水道施設に納入した機械設備について、災害発生時にその機能を確保し、及び復旧するよう努めるものとする。
（災害応急対策業務の実施の要請）

第3条 甲は、災害応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に災害応急対策等要請書により災害応急対策業務の実施を要請するものとする。ただし、甲は、緊急その他やむを得ない事情により災害応急対策等要請書を提出できないときは、電話又は口頭により乙に災害応急対策業務の実施を要請し、その後速やかに災害応急対策等要請書を提出するものとする。

（災害応急対策業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請があった場合は、速やかに出動し、災害応急対策業務を実施するものとする。

- 2 乙は、災害応急対策業務を実施するときは、甲の指示に従うものとする。
- 3 乙は、災害応急対策業務を完了したときは、作業時間及び作業内容を書面により甲に報告するものとする。

（緊急連絡体制）

第5条 乙は、災害応急対策業務を円滑に実施するため、緊急連絡体制表を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の緊急連絡体制表に変更が生じたときは、速やかに変更後の緊急連絡体制表を甲に提出しなければならない。

（契約の締結）

第6条 甲及び乙は、災害応急対策業務を実施するときは、遅滞なく工事請負契約又は業務等委託契約を締結するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成 年 月 日までとする。

ただし、有効期間の満了の日から1月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申出がない場合は、有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義がある事項が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東海市中央町一丁目1番地 東海市長 鈴木淳雄

乙 別紙一覧

災害発生時における緊急応急対策業務に関する協定締結先

No.	名 称（代表者）	住 所	締 結 日
1	株式会社石垣 名古屋支店 支店長 新延 勝樹	名古屋市中区 錦二丁目4番3号	平成26年7月1日
2	前澤工業株式会社 名古屋支店長 加藤 浩一	名古屋市中区 錦二丁目14番21号	平成28年11月22日
3	株式会社前澤エンジニアリングサービス 名古屋営業所長 青木 恒徳	名古屋市中区 錦二丁目14番21号	平成29年2月22日
4	メタウォーター株式会社 営業本部中日本営業部長 中野 順	名古屋市瑞穂区 須田町2番56号	平成29年3月8日
5	株式会社クボタ中部支社 支社長 佐塙 洋隆	名古屋市中村区 名駅三丁目22番8号 (大東海ビル3階)	平成30年5月16日
6	住友重機械エンバイロメント株式会社 中部支店 支社長 辻 本謙 一	名古屋市東区 東桜一丁目10番24号	平成30年5月30日
7	株式会社日立製作所 中部支社 支社長 渡辺 弘之	名古屋市中区 三丁目17番12号	令和2年7月1日 (2020年)
8	株式会社日立インダストリアルプロダクツ 中部支店長 有瀧 智之	名古屋市中区 三丁目17番12号	令和2年7月1日 (2020年)
9	株式会社荏原製作所 中部支店 支社長 関谷 正人	名古屋市西区 菊井二丁目22番7号	令和5年6月20日 (2023年)

備考 各協定における有効期間は、各協定締結日の当年度末日（3月31日）を記載。

第3条関係

下 第 年 月 号
日

様

東海市下水道事業
東海市長**災害応急対策等要請書**

このことについて、災害発生時における緊急応急対策業務に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請する災害応急対策等

日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
場 所	東海市 町
災害の状況等	
緊急応急対策に必要な業務内容	
緊急応急対策業務に必要な人員及び資機材の数量等	

2 その他必要な事項

— — — — — — — (改ページ) — — — — — — —

第4条関係

年 月 日

(宛先) 東 海 市 長

報告者住所
報 告 者 名**災害応急対策等実施報告書**

このことについて、災害時における緊急応急対策業務等に関する協定書第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実施した災害応急対策等

期 間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
場 所	東海市 町
業 務 内 容	
業務に要した人員及び資機材	

2 その他必要な事項

地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知建築士会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、知多地域5市5町で統一した内容とし、地震災害が東海市内で発生した場合に、甲が乙の半田支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力を要請する応急対策活動）

第2条 この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認
- (2) 震度6弱以上での応急危険度判定士の自動収集及び住宅等の応急危険度判定
- (3) 建築物の復旧に関する相談業務

（安全確認の基準等）

第3条 安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

2 安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第4条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

（支援協力の要請）

第4条 甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

（支援協力要請の発動）

第5条 東海市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度5強以下の地震が発生した場合であっても、甲の要請のあったときは、支援協力を行うものとする。

（安全確認の報告）

第6条 丙は、応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

（補償等）

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項について甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定期間及び更新）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月21日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木淳雄

乙 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号 昭和ビル5階
公益社団法人 愛知建築士会 会長 佐藤東亜男

地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、知多地域5市5町で統一した内容とし、地震災害が東海市内で発生した場合に、甲が乙の知多支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力を要請する応急対策活動）

第2条 この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認
- (2) 震度6弱以上での応急危険度判定士の自動収集及び住宅等の応急危険度判定
- (3) 建築物の復旧に関する相談業務

（安全確認の基準等）

第3条 安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

2 安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第4条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

（支援協力の要請）

第4条 甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

（支援協力要請の発動）

第5条 東海市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度5強以下の地震が発生した場合であっても、甲の要請のあったときは、支援協力を行うものとする。

（安全確認の報告）

第6条 丙は応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

（補償等）

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項について甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定期間及び更新）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月21日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木淳雄

乙 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号（昭和ビル2階）
公益社団法人 愛知県建築士事務所協会 会長 朝岡市郎

災害時の応急対策の協力に関する基本協定書

東海市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、東海市防災計画に基づき、東海市の地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

2 その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(1) 甲の連絡担当者 東海市都市建設部土木課長

(2) 乙の連絡担当者 知多統轄支所長

（応急対策等の内容）

第4条 応急対策の内容は次のとおりとする。

(1) 東海市管理公共施設等の被災状況の調査

(2) 東海市管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元

(3) 登記・境界関係相談所の開設

(4) 平常時における東海市管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等

(5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第5条 甲は、応急対策を実施するため支援が必要であると認めるときは、応急対策要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに応急対策要請書を提出するものとする。

2 乙は、応急対策が完了した場合は、速やかに甲に応急対策報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（協力）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前の当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。ただし、愛知県用地調査及び物件調査委託業務積算基準に定めのある場合は、これを参考にするものとする。

(名簿等の提出)

第8条 乙は、毎年1回次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他、必要と認められる事項

(資料の交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、隨時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他、必要な事項

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成25年2月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月26日

甲 東海市中央町一丁目1番地

東海市長 鈴木淳雄

乙 名古屋市中区新栄二丁目2番1号

社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 高木秀夫

知多統轄支所長 常任理事 伴勝規

様式 第1号（第5条関係）

土 第 年 月 号 日

応急対策要請書

社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 ○○ ○○ 様

東海市長 鈴木淳雄

災害時の応急対策の協力に関する基本協定書第5条の規定により、下記のとおり要請します。

記

- 1 依頼番号 ○○-001
2 担当者連絡先 土木課 ○○ ○○ (連絡先 ○○○-○○○○-○○○○)
3 要請内容

要請内容	要請場所	要請人員	備考

— — — — — — — (改ページ) — — — — — — —

様式 第2号（第5条関係）

年 月 日

応急対策報告書

東海市長 鈴木淳雄 様

社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 ○○ ○○

災害時の応急対策の協力に関する基本協定書第5条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 依頼番号 ○○-001
2 担当者連絡先 社員 ○○ ○○ (連絡先 ○○○-○○○○-○○○○)
3 実施内容

実施内容	実施場所	実施人員	備考

* 応急対策報告書とともに、活動内容がわかる写真、活動に要した人員・資機材等の内訳がわかる書類を添付して提出して下さい。

災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。

(2) その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の入件費、交通費等の費用を負担する。

2 甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月29日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木淳雄

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会 会長 松岡由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会 会長 柳澤講次

名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会 会長 伊藤直樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会 会長 安田商基

別記「費用負担額積算基準」(第4条関係)

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

(積算基準)

費用負担額 = (派遣人員数×派遣日数) × 業務従事単価 ※ (交通費及び事務的経費等を含む)

※ 業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める
設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

様式 第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

愛知県知事 殿
(団体名 会長 殿)

東海市長 鈴木淳雄

災害時における家屋被害認定業務の応援要請について

災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書第4条第1項（災害時における家屋被害認定業務に関する協定書第3条）の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び応援を要する事由

2 必要な人員等の内容

従事人数	従事期間				業務内容等
人	期間	(自)	月	日	
		(至)	月	日	
人	期間	(自)	月	日	
		(至)	月	日	

(適宜行を追加すること)

3 口頭による要請をした場合の日付

年 月 日

4 その他必要な事項

5 要請担当者

(職名)

(氏名)

(電話番号)

(FAX)

(E-mail)

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会 知多支部（以下「乙」という。）は、知多地域に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲のうち被災者支援を必要とする市町の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務（行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務）は、次に掲げる業務とする。

- (1) 甲が開設した被災者支援相談窓口での派遣相談業務
- (2) その他甲乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条に規定する要請は、別添の災害時協力要請書により行うものとする。ただし、災害時協力要請書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。
- 3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、行政書士業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となった費用は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の成立した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書11通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月10日

甲 半田市長	榎 原 純 夫	阿久比町長	竹 内 啓 二
常滑市長	片 岡 憲 彦	東浦町長	神 谷 明 彦
東海市長	鈴 木 淳 雄	南知多町長	石 黒 和 彦
大府市長	久 野 孝 保	美浜町長	神 谷 信 行
知多市長	宮 島 壽 男	武豊町町長	糸 山 芳 輝

乙 愛知県行政書士会 知多時部長 深 谷 義 彦

年　　月　　日

災害時協力要請書

愛知県行政書士会 知多支部 支部長様

市町長

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請日時	年　月　日（　）　時　分頃
要請内容	
場所	
期間	年　月　日～　年　月　日
備考	

災害時における医療救護に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と一般社団法人東海市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に定める災害並びにこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う医療救護に関する必要な事項を定めるものとする。

（災害医療コーディネーターへの協力等）

第2条 医師会長は、災害医療に精通し、かつ、東海市の医療の現状について熟知している医師を災害対策本部長に推薦し、災害対策本部長が当該医師を市災害医療コーディネーター及び市災害医療副コーディネーター（以下「コーディネーター等」という。）に任命する。

2 甲と乙は、コーディネーター等が円滑に職務を実施できるように、一致して協力するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、第1条の規定に基づき、医療救護を実施する必要があると認める場合には、医師・看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに派遣に努めるものとする。

2 乙は、災害その他特別な事情により甲と連絡が取れない場合は、医療救護班を派遣した後、速やかに甲へ報告し、その承認を得るものとする。

（他の自治体等からの受入）

第4条 甲は、災害により、医療救護班のみでの医療救護が困難と認めた時は、愛知県に医療従事者等の派遣を要請し、コーディネーター等にその旨を伝え、医療救護が円滑に行えるように図るものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第5条 医療救護班に係る指揮命令は、コーディネーター等が行い、医療救護の連絡調整は、甲及び乙の指定する者が行う。

（医療救護活動）

第6条 医療救護活動は、医療救護班によることを原則とする。

2 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所又は避難所、その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設等に収容して医療救護活動を行う必要のある場合は、乙は、その会員の医療施設等の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第7条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 診察（トリアージを含む。）
- (2) 傷病者に対する処置
- (3) 傷病者の災害拠点病院等医療機関への搬送要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案等
- (5) その他医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

第8条 医療救護班が使用する医薬品、医療機器及び衛生材料（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の補給、医療救護班の移送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第9条 医療救護班の班長は、医療救護班員に必要な記録を指示するとともに、コーディネーター等を通じて甲及び乙に報告するものとする。

2 医療救護班の班長は、医療救護班員に業務上の事故及び物的損害等が発生したときは、コーディネーター等を通じて甲及び乙に報告するものとする。

(費用弁償)

第10条 医療救護班が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用弁償は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する経費

(2) 乙が供給した医薬品等（医療救護班の携行品を含む。）を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(扶助金)

第11条 甲は、本協定に基づく医療救護に関する業務に従事し、又は協力した医療救護班の班員が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなつた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(医事紛争の措置)

第12条 医療救護班の医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(実施細目)

第14条 医療救護の実施に関し必要な細目は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(雑則)

第15条 この協定は、平成28年3月18日から適用する。

2 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。

3 前項の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以降同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月18日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木淳雄

乙 東海市富木島町伏見四丁目21番地の1
一般社団法人東海市医師会 会長 小嶋真一郎

災害時における歯科医療救護に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と一般社団法人東海市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に定める災害並びにこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護に関する必要な事項を定めるものとする。

（災害医療コーディネーターへの協力等）

第2条 歯科医師会長は、災害医療に精通し、かつ、東海市の歯科医療の現状について熟知している歯科医師を災害対策本部長に推薦し、災害対策本部長が当該歯科医師を市災害医療副コーディネーター（以下「コーディネーター等」という。）に任命する。

2 甲と乙は、コーディネーター等が円滑に職務を実施できるように、一致して協力するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、第1条の規定に基づき、歯科医療救護を実施する必要があると認める場合には、歯科医師等で編成する歯科医療救護班（以下「歯科医療救護班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに派遣に努めるものとする。

2 乙は、災害その他特別な事情により甲と連絡が取れない場合は、歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲へ報告し、その承認を得るものとする。

（他の自治体等からの受入）

第4条 甲は、災害により、歯科医療救護班のみでの歯科医療救護が困難と認めた時は、愛知県に歯科医療従事者等の派遣を要請し、コーディネーター等にその旨を伝え、歯科医療救護が円滑に行えるように図るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮命令）

第5条 歯科医療救護班に係る指揮命令は、コーディネーター等が行い、歯科医療救護の連絡調整は、甲及び乙の指定する者が行う。

（歯科医療救護活動）

第6条 歯科医療救護活動は、歯科医療救護班によることを原則とする。

2 歯科医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所又は避難所、その他甲が指示する場所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、歯科医療施設等に収容して歯科医療救護活動を行う必要のある場合は、乙は、その会員の歯科医療施設等の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第7条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科診療を必要とする被災者に対する応急処置
- (2) 口腔領域等の治療を必要とする被災者に対する応急処置
- (3) 死亡の確認及び歯科診療記録等による検案等
- (4) その他歯科医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

第8条 歯科医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の補給、歯科医療救護班の移送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第9条 歯科医療救護班の班長は、歯科医療救護班員に必要な記録を指示するとともに、コーディネーター等を通じて甲及び乙に報告するものとする。

2 歯科医療救護班の班長は、歯科医療救護班員に業務上の事故及び物的損害等が発生したときは、コーディネーター等を通じて甲及び乙に報告するものとする。

(費用弁償)

第10条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用弁償は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費

(2) 乙が供給した医薬品等（歯科医療救護班の携行品を含む。）を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(扶助金)

第11条 甲は、本協定に基づく歯科医療救護に関する業務に従事し、又は協力した歯科医療救護班の班員が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(医事紛争の措置)

第12条 歯科医療救護班の歯科医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(実施細目)

第14条 歯科医療救護の実施に関し必要な細目は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(雑則)

第15条 この協定は、平成28年3月18日から適用する。

2 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。

3 前項の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以降同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月18日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木淳雄

乙 東海市中央町四丁目2番地
一般社団法人東海市歯科医師会 会長 水野泰弘

災害時における薬剤医療救護に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と東海市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における薬剤医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に定める災害並びにこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う薬剤医療救護に関する必要な事項を定めるものとする。

（災害医療コーディネーターへの協力等）

第2条 薬剤師会長は、災害医療に精通し、かつ、東海市の薬剤医療の現状について熟知している薬剤師を災害対策本部長に推薦し、災害対策本部長が当該薬剤師を市災害医療副コーディネーター（以下「コーディネーター等」という。）に任命する。

2 甲と乙は、コーディネーター等が円滑に職務を実施できるように、一致して協力するものとする。
（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、第1条の規定に基づき、薬剤医療救護を実施する必要があると認める場合には、薬剤師等で編成する薬剤師班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに派遣に努めるものとする。

2 乙は、災害その他特別な事情により甲と連絡が取れない場合は、薬剤師班を派遣した後、速やかに甲へ報告し、その承認を得るものとする。

（他の自治体等からの受入）

第4条 甲は、災害により、薬剤師班のみでの薬剤医療救護が困難と認めた時は、愛知県に薬剤医師等の派遣を要請し、コーディネーター等にその旨を伝え、薬剤医療救護が円滑に行えるよう図るものとする。

（薬剤師班に対する指揮命令）

第5条 薬剤師班に係る指揮命令は、コーディネーター等が行い、薬剤医療救護の連絡調整は、甲及び乙の指定する者が行う。

（薬剤医療救護活動）

第6条 薬剤医療救護活動は、薬剤師班によることを原則とする。

2 薬剤師班は、甲が災害現場等に設置する救護所又は避難所、その他甲が指示する場所において、薬剤医療救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設等に収容して薬剤医療救護活動を行う必要のある場合は、乙は、医療施設付近の薬局の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（薬剤師班の業務）

第7条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における薬剤医療救護活動
- (2) 医薬品、医療機器及び衛生材料（以下「医薬品等」という。）の集積場所における管理及び仕分け、並びに医薬品等の救護所等への供給
- (3) 甲が必要と認めた医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (4) 医薬品等の供給への協力
- (5) その他薬剤師班として必要な事項

（報告）

第8条 薬剤師班の班長は、薬剤師班員に必要な記録を指示するとともに、コーディネーター等

を通じて甲及び乙に報告するものとする。

- 2 薬剤師班の班長は、薬剤師班員に業務上の事故及び物的損害等が発生したときは、コーディネーター等を通じて甲及び乙に報告するものとする。

(費用弁償)

第9条 薬剤師班が薬剤医療救護活動を実施した場合に要する次の費用弁償は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の派遣に要する経費

(2) 乙が調達した医薬品等（薬剤師班の携行品を含む。）を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

- 2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(扶助金)

第10条 甲は、本協定に基づく薬剤医療救護に関する業務に従事し、又は協力した薬剤師班の班員が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(薬剤医事紛争の措置)

第11条 薬剤師班の薬剤医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(実施細目)

第13条 薬剤医療救護活動の実施に必要な細目は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(雑則)

第14条 この協定は、平成28年3月18日から適用する。

- 2 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。

- 3 前項の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以降同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月18日

甲 東海市中央町一丁目1番地

東海市長 鈴木淳雄

乙 東海市養父町北反田43

東海市薬剤師会 会長 佐野宏樹

災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲の要請に基づき乙が行う救護活動に関する必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復救護班の派遣）

第2条 甲は、前条の規定に基づく救護活動（以下「救護活動」という。）を実施する必要があると認める場合には、乙に柔道整復救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、お互いの連絡により速やかに柔道整復救護班を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所又は避難所に派遣するものとする。

（救護活動）

第3条 柔道整復救護班は、原則として、甲が設営する救護所又は避難所において、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務を、救護所の医師の監督の下、行うものとする。

（衛生材料等の供給）

第4条 救護活動に必要な衛生材料等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙の所有又は所持するものを使用するものとする。

（施術費）

第5条 救護所又は避難所における救護活動は、原則として無償で行うものとする。

（報告）

第6条 柔道整復救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙又は柔道整復救護班の班長は、柔道整復救護班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の派遣した柔道整復救護班が救護活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 乙が供給した医療品等（乙の派遣する柔道整復救護班の携行品を含む。）の使用に係る経費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

3 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（扶助金）

第8条 甲は、柔道整復救護班員が災害支援において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期限満了日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の意思表示がない限り、1年間有効期限を延長するものとし、以降この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成30年10月31日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木淳雄

乙 名古屋市中区金山五丁目13番22号
公益社団法人 愛知県柔道整復師会 会長 森川伸治

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、東海市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に關し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 東海市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 東海市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況のこと
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況のこと
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年10月19日

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

東海市中央町一丁目1番地
東海市 東海市長 鈴木 淳雄

（立会人） 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県 防災局長 中野 秀秋

特設公衆電話の設置及び利用に関する覚書

東海市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害発時において、甲乙協力の下、被災者、帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害発時」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害発時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものを行う。

（通信機器及び屋内設備の管理）

第3条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を整備し、乙が設置する屋内配線、引込線等（モジュラージャックを含む。）（以下「屋内配線等」という。）を災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう管理するものとする。

（屋内配線等の破損時の対応）

第4条 乙が設置する屋内配線等の設備が、甲の故意又は過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、修復に係る費用については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合及び経年劣化による場合は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙同意の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（東海市）」（様式1）を作成し、甲乙相互に保管するものとする。

2 前項の保管にあたっては、甲乙相互に情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（様式2）をもって相互に通知することとする。情報管理責任者に変更があった場合も同様とする。

（特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面（様式1を含む）をもって報告しなければならない。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発時に特設公衆電話を速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」（別紙1）に定める定期試験を実施することとする。なお、避難所運営訓練等での利用をもって試験実施とすることも可能とする。

2 試験については、東海市内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続はしないこととする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の利用開始）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙同意の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙の連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

（特設公衆電話の利用開始案内）

第10条 甲は、災害発時において特設公衆電話の利用を開始した場合は、利用者の適切な利用が行われるよう可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙同意の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に基づき定期試験を実施する場合及び第9条に基づき利用をする場合を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、当該措置の内容を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置（撤去を含む。）を講ずるものとする。
- 5 特設公衆電話の目的外利用により発生した利用料及び抜本的な措置に係る費用は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 甲又は乙の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律 第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。
- (1) 前項に違反したとき。
 - (2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。
 - ア 相手方に対する暴力的な要求行為。
 - イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。
 - エ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - オ その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

(有効期限)

第16条 本覚書は、乙が設置する屋内配線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成30年7月10日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木淳雄

乙 愛知県名古屋市中区大須四丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 取締役名古屋支店長 山本尚樹

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
1 乙による回線試験	1 乙から特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施する。 2 回線に異常が確認された場合は、乙が修理を実施する。
2 甲による通話試験	1 各避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、東海市内の部署等に電話をかけ、正常に接続ができるかの確認を実施する。 2 通話ができない、雑音が入る等異常が確認された場合は、NTT西日本故障受付部門（113）へ連絡する。

— — — — — (改ページ) — — — — —

特設公衆電話設置一覧（東海市）

年 月 日現在

No.	施設名	設置場所※1	住所	設置回線数
1				

(行が足りない場合は、適宜追加するものとする。)

※1： 設置場所とは、特設公衆電話機を接続する電話線モジュラージャックの設置場所をいう。電話端子盤内、MD F (E P S) 内にケーブルがまとめて収容されている場合は、所定の位置まで延長し、電話機を接続して使用する。

特記事項： 設置回線については、回線設置時において設置場所の状況変化や設置場所変更等があった場合には、回線数の変更又は設置できない場合がある。

情報管理責任者（変更）通知書

年　月　日

西日本電信電話株式会社名古屋支店

取締役名古屋支店長

○ ○ ○ ○ 様

東海市長 ○ ○ ○ ○

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知いたします。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
	(正)	T E L 内 線
	(副)	F A X E-mail

※ 行が足りない場合は、適宜追加するものとする。

※ 施設ごとに情報管理責任者を設置しない場合は、「施設名」に「全施設」と記載する。

情報管理責任者（変更）通知書

年　月　日

東海市長

○ ○ ○ ○ 様

西日本電信電話株式会社名古屋支店

取締役名古屋支店長

○ ○ ○ ○

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知いたします。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
	(正)	T E L
	(副)	F A X E-mail

※ 行が足りない場合は、適宜追加するものとする。

※ 施設ごとに情報管理責任者を設置しない場合は、「施設名」に「全施設」と記載する。

災害に係る情報発信等に関する協定

東海市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、東海市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、東海市が東海市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ東海市の行政機能の低下を軽減させるため、東海市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は、原則次の各号とする。ただし、実施については、東海市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものに限る。

- (1) ヤフーが、東海市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、東海市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 東海市が、東海市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 東海市が、東海市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 東海市が、災害発生時の東海市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 東海市が、東海市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて東海市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのWebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 東海市が、東海市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 東海市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になれるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、東海市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく東海市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、東海市から提供を受ける情報について、東海市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、東海市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、東海市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、東海市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年9月1日

愛知県東海市中央町一丁目1番地 東海市長 鈴木淳雄

東京都港区赤坂九丁目7番1号 ヤフー株式会社 代表取締役 宮坂学

災害時の放送等伝達に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、東海市（以下「甲」という。）が、知多メディアネットワーク株式会社（以下「乙」という。）に放送等伝達の依頼をするときの手続を定めるものとする。

(放送等伝達の依頼)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、乙の放送等の伝達手段が、有効なものと判断する場合に、乙に対し放送等伝達の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送等伝達に必要な資料の提供を求めることができる。

(依頼の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送等伝達の依頼をするものとする。

- (1) 放送等伝達の内容
- (2) 希望する放送等伝達の日時
- (3) その他必要な事項

(放送等伝達の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、形式、内容及び時刻を決定して放送等により伝達するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送等伝達依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(協定の期間等)

第6条 この協定の期間は、1年間とする。

2 この協定は、甲乙双方に異議がない場合には、1年を単位として毎年自動的に継続するものとする。

(その他)

第7条 その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用日)

第8条 この協定は、平成16年11月14日から適用する。

平成16年11月14日

甲 東海市長 鈴木淳雄

乙 知多メディアネットワーク株式会社
代表取締役社長 国分康一郎

緊急割込放送に関する覚書

知多地域災害時相互応援協定（平成27年3月26日締結）及び災害時の放送等伝達に関する協定書（平成16年11月14日締結）に基づき、東海市（以下「甲」という。）、知多市（以下「乙」という。）及び知多メディアネットワーク株式会社（以下「丙」という。）は、緊急割込放送の実施に関して、次の通り確認する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲、乙及び丙の三者において、緊急割込放送の実施に関する事項を定め、相互に確認することを目的とする。

（緊急割込放送の趣旨）

第2条 甲、乙及び丙は、緊急割込放送が災害その他の緊急時の重要な情報伝達に供するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するとともに、緊急割込放送を円滑に実施するためには相互に協力するものとする。

（緊急割込放送の概要）

第3条 緊急割込放送は、甲又は乙それぞれの地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に実施する。

2 緊急割込放送が実施可能な時間帯は、災害時の放送等伝達に関する協定書第4条に定めるものとする。

（緊急割込放送実施の条件及び優先関係）

第4条 緊急割込放送は、甲及び乙が同時に実施することはできない。

2 甲又は乙のいずれか一方が先行して緊急割込放送を実施中の場合、他方はその放送終了を確認後、実施することができる。ただし、緊急割込放送の実施中に全国瞬時情報システム（以下、「Jアラート」という。）が発報した場合、それまで緊急割込放送を実施していた放送権は消滅することとする。

3 甲又は乙が緊急割込放送を実施する場合で、やむを得ない理由により前項の規定及び災害時緊急放送要領に定める緊急割込放送の放送時間に従うことができない場合は、甲乙双方協議の上、調整するものとする。

（Jアラートの対応）

第5条 甲及び乙は、Jアラートの情報を、別に定める災害時緊急放送要領に基づき丙のコミュニティFM放送波を用いて伝えることができる。

2 甲及び乙は、Jアラートの情報を、甲のJアラート装置を使用して丙のコミュニティFM放送波を用いて伝える。この場合において、乙に対する甲のJアラート装置の使用料は、無償とする。

3 甲のJアラート装置の障害により放送ができない場合、放送が中断した場合等においては、乙は、甲にその責を問わない。

（有効期限）

第6条 この覚書は、甲及び乙がそれぞれ丙と締結した災害時の放送に関する協定書がその効力を有する限り、その効力を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、合意によりこの覚書を廃止することができる。（疑義）

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定める。

甲、乙及び丙は、上記の内容について確認したことを証するため、この覚書を3通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 1月29日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木淳雄

乙 知多市緑町1番地
知多市長 宮島壽男

丙 東海市大田町下浜田165番地
知多メディアネットワーク株式会社 代表取締役社長 加藤誠

災害時情報伝達用無線機器設置に関する覚書

災害時情報伝達に関する協定書（平成16年11月14日締結）に基づき、東海市（以下「甲」という。）と知多メディアネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、災害時情報伝達用無線機器及び関連機器（以下「無線機器等」という。）の設置について、次の通り確認する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時の甲と乙との情報伝達及びそれに付随する業務において無線機器等を使用することを目的とする。

（設置場所及び設置機器）

第2条 甲は、乙が所有する無線機器等を甲が所有する建物に設置することを許可する。

2 設置場所及び設置機器は、次の表に記載の通りとする。

設 置 場 所	設 置 機 器 内 容		
	品 名	寸 法	使用電力
市役所庁舎 (2階 防災危機管理課)	携帯型無線装置 (EK-6175A)	幅 58 mm 奥行 35 mm 高さ 149 mm 重さ 350 g	定格消費電力 0.002 KW

3 甲は、乙に対して設置場所を無償で提供する。ただし、設置に関する費用は乙が負担する。

4 甲は、乙が設置した無線機器等の利用に係る電気料金を乙へ請求しないものとする。

（有効期限）

第3条 設置期間は覚書締結日から平成29年3月31日とする。期間満了の3ヶ月前までに双方から解約の通知がない時は、満了の翌日から1年間継続するものとし、それ以降も同様とする。ただし、甲は特別な事情が生じたときは、1ヶ月前に予告なしに許可を取り消す事が出来る。

（疑義）

第4条 本覚書に定めなき事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書を2通作成し、甲、乙記名捺印のうえ各々1通を保有する。

平成29年1月31日

甲 東海市長 鈴木淳雄

乙 知多メディアネットワーク株式会社
代表取締役 加藤誠

東海市地域防災無線局の管理・運営に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、愛知県立 高等学校（以下「甲」という。）の施設内に東海市（以下「乙」という。）が開設する東海市地域防災無線局（以下「無線局」という。）の管理及び無線局の運営に必要な事項を定めるものとする。

(無線局の開設)

第2条 乙は、甲の施設内に無線局を開設するために半固定型無線機、空中線等の他これらを接続する給電線及び付属装置（以下「無線設備」という。）を設置する。

2 甲は、甲の業務に支障のない範囲で無線設備の設置場所を提供する。

(無線局の管理運営)

第3条 無線設備の保管は甲が行うものとするが、その改良及び保全修理等の維持管理は乙が行う。

2 甲は、無線設備に異常を認めたときは、直ちに乙に連絡するものとする。

3 無線局の廃止又は変更を必要とするときは、あらかじめ甲、乙協議のうえ行うものとする。
(経費の負担)

第4条 無線局の運営に要する経費の負担は次のとおりとする。

(1) 無線設備の設置、改良及び保全修理に要する費用は、乙の負担とする。

(2) 甲は、甲に開設した無線局の無線設備の電気料を負担する。

(3) 乙は、甲が負担するものを除く無線設備の維持管理に要する経費を負担する。
(無線局の運用)

第5条 無線局の運用に当たっては、原則として「東海市地域防災無線局運用管理規程」によるものとする。

なお、甲及び乙は無線局開設の目的が達せられるよう配慮するものとし、相互に本来の業務に支障を与えないようにするものとする。

(無線局運用証明書)

第6条 乙は、甲に無線局運用証明書を交付するものとし、乙は、無線局を操作するときは、常に当該証明書を携帯する。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は1年間とし、平成 年 月 日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議がない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東海市大田町曾根1番地 締結日
愛知県立東海商業高等学校 校長 松林克也 平成29年12月11日

東海市高横須賀町広脇1番地 締結日
愛知県立横須賀高等学校 校長 天野透 平成29年12月12日

東海市加木屋町社山55番地 締結日
愛知県立東海南高等学校 校長 渡邊修 平成30年1月18日

乙 東海市中央町一丁目1番地 東海市長 鈴木淳雄

※ 特記事項 各協定における協定期間は、各協定締結日を記載。

災害時非常無線通信の協力に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と東海市アマチュア無線非常通信協力会（以下「乙」という。）は、災害時における情報の収集等への協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東海市内において、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又はその恐れがある場合において、甲が乙の協力を得て行う情報の収集及び伝達（以下「情報の収集等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（通信活動の性格）

第2条 情報の収集等は、電波法第52条第4号に規定する非常通信の範囲において、ボランティア精神に基づいて行う活動とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、情報の収集等の必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集等について協力を要請することができる。

（要請による活動）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、情報の収集等に協力するものとする。

2 乙は、情報の収集等のため必要があるときは、甲の承認を受けて、災害対策本部に会員を派遣することができる。

（情報の提供）

第5条 乙は、第3条の規定による甲からの要請がない場合においても、必要と思われる災害に関する情報については、甲に提供することができるものとする。

（報告）

第6条 乙は、協力できる会員の状況について、あらかじめ甲に報告するものとする。会員の状況に変更があったときも、同様とする。

（訓練等の実施）

第7条 甲及び乙は、情報の収集等を迅速かつ的確に行うため、相互に協力して必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月27日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木淳雄

乙 東海市横須賀町扇島8番地の6
東海市アマチュア無線非常通信協力会 会長 竹内篤郎

令和5年7月1日

乙の名称変更の届出

旧名称「東海市アマチュア無線非常通信協力会」を新名称「東海市非常通信協力会」とする。

災害時の遺体搬送に関する協定

東海市（以下「甲」という。）と、一般社団法人全国靈柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時の遺体搬送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東海市内で地震等の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、その災害により、多数の死亡者が発生した場合に、甲が乙に対して靈柩自動車による遺体搬送（以下「搬送」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（搬送要請）

第2条 甲は、災害時に遺体の搬送を必要とするときは、乙に対して搬送の要請をすることができる。

（搬送拠点の確保及び火葬計画）

第3条 甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点を確保するとともに、火葬計画をたてるものとする。

（要請の方法）

第4条 前条の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した遺体搬送要請書（第1号様式）により行う。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭又は電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに要請書を送付するものとする。

（1）担当者の連絡先

（2）要請の理由

（3）必要とする靈柩車両数

（4）搬送拠点の場所（所在地、施設名）

（5）その他の必要事項

（搬送業務）

第5条 甲の要請により、搬送に従事する乙の協会員は、甲の指示に従い火葬場、斎場等へ遺体の搬送に従事するものとする。

（搬送実績報告）

第6条 乙は前条の規定による搬送を実施したときは、遺体搬送実績報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担及び算定方法）

第7条 搬送に要した費用及びその付帯費用は、甲が負担する。

2 搬送に関する費用の算定は、地方運輸局長への届出運賃を基準として、災害発生直前の適正な価格又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条の基準額を参考にして、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

3 搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、前条により算定した費用を甲に一括して請求するものとする。

2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

3 甲の要請事項の他に、乙が遺族等の要請により搬送の範囲を超える協力を行った場合には、この部分に要した費用は、乙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から費用の支払請求があったときは、乙に対してすみやかに支払うものとする。

(広域的な応援体制)

第10条 乙は災害の状況を勘案し、必要があると認めるときは単一県協会を超えた広域的な応援体制の構築に努めるものとする。

(会員名簿の提出)

第11条 乙は、搬送業務の円滑化に資するため、事前に乙の会員名簿を毎年3月末までに甲へ提出するものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては、防災危機管理課長とし、乙にあっては、愛知県靈柩自動車協会長とする。

(災害情報の提供)

第13条 乙は、搬送業務中に現認した災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第14条 乙は、搬送業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(職員の同乗等)

第15条 甲は、必要に応じて乙の搬送車両に職員を同乗させができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じて甲に職員の同乗を要請することができるものとする。

(変更の通知)

第16条 甲又は乙は、本協定に定める事項に重要な変更が生じたときは、その旨を速やかに乙に通知するものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第18条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月23日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木淳雄

乙 東京都新宿区四谷3-2-5（全日本トラック総合会館2F）
一般社団法人全国靈柩自動車協会 会長 一柳鉢

年 月 日

遺体搬送要請書

一般社団法人全国靈柩自動車協会 会長 殿

東海市長 鈴木淳雄

災害時の遺体搬送に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり遺体搬送を要請します。

担当者の連絡先	所在地； 職・氏名； 電話；
要請の理由	
必要靈柩車両数	両
搬送要請期間	年 月 日 より 年 月 日 まで
搬送拠点	所在地； 施設名； 連絡先；
事前連絡の日時	年 月 日 時 分
備考	

— — — — — — — (改ページ) — — — — — — —

94

年 月 日

遺体搬送実績報告書

東海市長 鈴木淳雄

一般社団法人全国靈柩自動車協会 会長 殿

災害時の遺体搬送に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり遺体搬送実績を報告します。

連絡先	新宿区四谷3-2-5 一般社団法人全国靈柩自動車協会 専務理事 電話 03(3357)7281
従事者名	社 (詳細別紙)
従事した車両	両 (詳細別紙)
搬送期間 主な搬送区間	年 月 日 より 年 月 日 まで (日間) ～
備考	

災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

(応援協力の実施)

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼動できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼動に支障が生じた場合

(応援協力の内容)

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の手続き等)

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

(応援協力体制)

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を5ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

(協定市町村等の責務)

第7条 第5条第1項の規定により応援協力を実施する協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力を実施するものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協力に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

附 則 この協定は、平成31年3月29日から適用する。

2 平成18年3月30日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則 この協定は、令和4年3月31日から適用する。

2 平成31年3月29日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

令和4年3月31日

名古屋市長	河村 たかし	豊橋市長	浅井 由崇
岡崎市長	中根 康浩	一宮市長	中野 正康
瀬戸市長	伊藤 保徳	豊川市長	竹本 幸夫
津島市長	日比 一昭	刈谷市長	稻垣 武
豊田市長	太田 稔彦	安城市長	神谷 学
西尾市長	中村 健	常滑市長	伊藤 辰矢
稲沢市長	加藤 錠司郎	新城市長	下江 洋行
知多市長	宮島 壽男	知立市長	林 郁夫
田原市長	山下 政良	愛西市長	日永 貴章
弥富市長	安藤 正明	蟹江町長	横江 淳一
飛島村長	加藤 光彦	設楽町長	土屋 浩
東栄町長	村上 孝治		
知多中部広域事務組合管理者		半田市長	久世 孝宏
愛北広域事務組合管理者		扶桑町長	鯖瀬 武
衣浦衛生組合管理者		高浜市長	吉岡 初浩
知多南部衛生組合管理者		南知多町長	石黒 和彦
尾張東部火葬場管理組合管理者		春日井市長	伊藤 太
知北平和公園組合管理者		東海市長	花田 勝重
蒲郡市幸田町衛生組合管理者		蒲郡市長	鈴木 寿明
五条広域事務組合管理者		あま市長	村上 浩可

立会人 愛知県保健医療局長 吉田 宏

別 表

ブロック	市町村	地方公共団体の組合
西尾張ブロック	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村	愛北広域事務組合
東尾張ブロック	名古屋市、瀬戸市	尾張東部火葬場管理組合、五条広域事務組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市	衣浦衛生組合
東三河ブロック	豊橋市、豊川市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	蒲郡市幸田町衛生組合

